

附属資料・合併の効果と懸念事項

1、合併の効果

市町村合併は、住民の目に具体的な問題として直ちに表れにくいため、ここでは合併市町村の具体的な事例を引用するなどして、議論を深めます。（「合併協議会の運営の手引」ぎょうせい発行、市町村自治研究会編集より一部抜粋）

（1）住民の利便性の向上

例えば、次の点が挙げられます。

利用可能な窓口の増加により住民票等の窓口サービスが、住居や勤務地の近くなどで利用可能になる

旧町村界を越えた見直しにより、生活の実態に即した学校区の設定ができる

利用が制限されていた町村の図書館、スポーツ施設、保健センター等が利用できる
窓口の取扱については、支所等を設置するか否かの協議にもよりますが、少なくとも両町村の庁舎の活用が見込まれていることから、窓口サービスについても取り扱うことが予想されます。この場合、互いの町村を勤務地とされている方には、窓口が増えるということが予想されます。

【例】

・新潟市（ の例）

黒埼町の保育園はどこも満員だったが、空きのある新潟市の保育園に子供を預かってもらえるようになった。「合併を待ちわびていました。これで安心して共働きができます」と共働きの夫婦（旧黒埼町ときめき西一在住）の弁。（平成13年2月2日読売新聞）

（2）サービスの高度化・多様化

例えば、次の点が挙げられます。

小規模町村では設置困難な女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任組織・職員が配置でき、多様で個性ある行政施策の展開が可能になる

従来、採用が困難または十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健師、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

一般的に、合併の際、福祉サービス等のサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整される

行財政基盤の強化による行政サービスの充実や安定が図られる

公共的団体の統合や新設が図られ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能になる

職員の競争が促され、多くの職員から有能な役職員を登用できるとともに、研修の円滑な実施が可能となり、職員のレベル向上とともに、行政レベルも向上する

地方自治法第157条と同義の「公共的団体」の合併について、合併特例法第16条第8項では「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務を定めています。

社会福祉法において、社会福祉協議会が遅くとも合併時までには統合を行う必要があります。福祉制度や人員、そして地域住民との関わりからしても、合併による効果が期待できますし、既に両町村社協は協議に入っています。

新市建設の基本方針においても触れているとおり、産業の振興という点においてはより効率的かつ効果的なネットワークを構築するためにも、農業協同組合、商工会等の産業経済団体についても、議論を深めることが求められています。

【例】

・新潟市（の例）

娯楽室や温泉を備えた老人福祉センター「黒埼荘」は、合併前65歳以上の黒埼町民が無料だったが、合併時に新潟市の施設の基準に合わせ、60歳以上の新潟市民が無料に。利用者が合併前の1月5,200人から合併後の9,000人に急増。

（平成13年2月4日朝日新聞）

（3）重点的な投資による基盤整備の推進

例えば、次の点が挙げられます。

重点的な投資が可能になり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となる

合併特例事業などによる財政措置によって、長年の懸案だった事項を新市建設計画に盛り込み、実施する各地の例が報告されています。

【例】

・篠山市（の例）

合併しなければ、急務となっていた斎場（21億円）や清掃センター（71億円）の全面改築事業ができなかった。合併後、これらの事業着手が実現。

(4) 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開

例えば、次の点が挙げられます。

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニング等まちづくりをより効果的に実施することができる
環境問題や水資源問題、観光振興等広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる

当構想においても、地域別の整備計画でも触れているとおり、より広い観点から土地利用を検討・調整し、ゾーン設定などをある程度のスケールをもって設定し、魅力あふれるまちづくりができるものと考えられます。

【例】

・篠山市（の例）

新市建設計画におけるゾーニングとして、市街地地域（中心市街地、シビックセンター等）、北部地域（リゾートゾーン等）、北西地域（自然活用系交流地域等）、東部地域（歴史文化系交流地域等）、中南部地域（福祉系交流地域等）、南西地域（歴史文化系交流地域等）を設定。

・北九州市（の例）

旧市域を越えた地形上合理的な流下方式の下水道整備を採用。遠賀川、山国川等広域的に水源を求めることが可能となり、都市基盤の広域的な計画が実現。廃棄物を港湾埋め立てに活用するなど、部門を越えた多様な連携を広域的に実施。（平成12年11月「五市対等合併の歴史的評価」北九州市より）

(5) 行財政の効率化

例えば、次の点が挙げられます。

総務企画部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部分を手厚くするとともに、職員を全体的に少なくすることができる
三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員等の総数が減少し、その分経費も節減される

広域観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で重複施設がなくなる

両町村ともスポーツや文化施設の建設が懸案といわれていますが、効率的な配置はもとより、管理・運営に要する経費についても節減できることとなります。

【例】

・西東京市（の例）

合併後10年間で人件費を中心に約190億円の経費削減が可能。住民負担軽減

の影響額約9億円を差し引いても約165億円のメリット。(人口約18万5千人、職員数1,406人を10年間で1,188人、218人削減する計画。平成12年4月「定員削減10カ年計画」西東京市)

・篠山市(の例)

市議は、旧町村議員57人から26人へ。年間1億円の歳費削減効果。

(6) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

例えば、次の点が挙げられます。

より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える力が強くなる

「活力と希望を生む」という基本計画からも、企業誘致や観光による集客等は産業の振興という点において大きなポイントとされています。魅力的なまちづくり計画を広く示すことと合わせ、「市」というイメージによって、市外資本の導入を容易にすることが期待されています。

【例】

・北上市(の例)

合併後、人口がバブル崩壊後にもかかわらず、合併時に比較して社会増を中心に10%以上増加。先端産業が多数進出し、工業出荷額が県内1位。(平成15年7月現在人口92,748人(合併前82,902人、11.8%増)、平成9年製造品出荷額3,389億円(合併前2,402億円、41.1%増))

2、合併の懸念事項

一般的なメリット・デメリットは、既に国などによって示されていますが、合併のメリット、デメリットは市町村によって多種多様であると考えられます。

想定される様々な懸念事項を整理し、それに対応する方法・手段についても、事例を提示し、皆さんと一緒に考えていきます。(「合併協議会の運営の手引」ぎょうせい発行、市町村自治研究会編集より一部抜粋)

(1) 役場が遠くなって不便になる

例えば、次のような対応が考えられます。

合併後も、これまでの役場は、新市の支所として通常使われ、住民票の写しや印鑑

証明といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられる
住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスを郵便局でも受けられる法律（郵政官署事務取扱法）が施行によるサービス向上の検討
情報技術を積極的に活用することによって近い将来いろんな場所からオンライン申請や証明等が行えるようになれば、地理的な距離は問題にならなくなる
前節第1項でも触れているとおり、両町村の庁舎を活用するという方向性を考えると、現段階ではむしろ窓口サービスについては向上することも考えられます。

【例】

・篠山市（ の例）

篠山町役場を本庁とし、それ以外の旧3町役場及び旧2支所を全て支所として活用するとともに、それぞれの支所には、本庁が直轄する現地事務所（農林、建設及び企業関係）を設置。

（2）中心部だけがよくなって周辺部はさびれないか

例えば、次のような対応が考えられます。

合併前に、様々な地域の住民の意見を反映させながら、両町村間で合併後のまちづくりをどのようにして進めていくか話し合い、中心部だけでなく、周辺部のことも配慮した新市建設計画を作成

合併後は、旧市町村の区域ごとに作ることができる地域審議会で、新市が地域間のバランスをとって事業の実施をしているかチェック

「わがまちづくり支援事業」による小学校単位程度の地域づくりの実施

合併特例債による旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のための基金設置

むしろ合併しない方が、例えば一定の地域だけがよくなるなどの自治体間の格差が広がることもあるのではないのでしょうか。まちづくりを広域化し、全体的なエリアとして新市建設計画を策定し、機能分担をすること、そしてそれをしっかりとチェックすることが大切であると考えます。地域審議会等の制度を活用するかどうかは、協議会において検討中です。

【例】

・熊本市（飽託4町編入合併）（ の例）

合併前5ヵ年の旧4町の投資的経費に比べ年平均で188%から300%の事業費投入がされる。合併後10年目に住民アンケートを実施したところ、「合併して良かった」が50%、「悪くなった」が15%。

・県内各地（ の例）

地域審議会の設置（協議）状況については、「北蒲原郡南部郷合併協議会（新設）」では、旧4町村全てに設置、「新潟地域合併協議会（編入）」では新潟市以外の11

町村に設置、「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（編入）」では、地方自治法上の附属機関を設置する予定にしている。

・篠山市（ の例）

旧町村単位の合併特例債を、旧篠山町（市民センター、チルドレンズ・ミュージアム）、旧西紀町（総合運動公園）、旧丹南町（中央図書館）、旧今田町（温泉施設）の各事業に活用。

（３）住民の声が届きにくくならないか

例えば、次のような対応が考えられます。

議員一人当たりの住民数は増えるので、会議を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に必要。住民の声を直接聞いて、きちんと反映させるような仕組みや制度を構築し、きめ細やかなサービスを提供する

地域ごとの公聴会、行政モニター、アンケートといった従来からある手法だけでなく、インターネットを活用した意見募集も有効な方法

積極的な情報公開を実施し、住民とのパートナーシップによる行政の運営

住民の声を聞く体制をどう構築するかという課題はありますが、大きな市町村ほど声が届かなくなるということではありません。新市において広聴制度の方向をしっかりと示すとともに、当然のことながら、職員も住民の声をよく聞く姿勢を身に付けなければなりません。

【例】

・篠山市（ の例）

各小学校区から５人ずつ市民を選出し、篠山市１００人委員会を設置し、地区からの声が届くようにした。現在２期生募集中。

（４）各地の歴史、文化、伝統等が失われないか

例えば、次のような対応が考えられます。

合併前の地域において、それぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統等については、旧市町村の名称を市町村の町・字名や学校等の公共施設名称等として残したり、合併を機に郷土資料館等において展示スペースを整備したりして、新市町村の貴重な財産として守っていくべき

これを支援するためにも市町村は行財政基盤を強化する必要

合併特例債（充当率９５％、元利償還金の７０％を普通交付税措置）を活用して基金を造成し、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成に積極的活用すべき

合併により旧市町村の名前を残すというのはよくとられる方法です。ただ、一番大

切なことは、コミュニティ施策等で各地域を一層盛り上げることです。特に、お祭り等の地域文化の継承については、地域住民や団体によって担われていることが多いようですが、合併を契機に問題が発生することが考えられる場合は、事前に行政と地域との役割を明確にしておくことが大切です。

【例】

・篠山市（ の例）

合併の抵抗が強かった旧今田町については、「篠山市今田町+大字」とした。（旧3町は、「篠山市+大字」）

・西東京市（ の例）

同一町名の「本町」については、田無市の本町を「田無町」に、保谷市の本町を「保谷町」に変更した。

（５）財政状況のよい市町村に不利にならないか

例えば、次のような対応が考えられます。

住民の立場からすれば、通勤地・通学地等を含めた生活圏の一体的な発展が図られることのほうが望ましいともいえる

総務省では地方財政措置も制度化

このような問題に対処するため、公共料金格差是正、土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要に対し3ヵ年の特別交付税措置が、また行政水準・住民負担水準の格差是正のための普通交付税措置などの財政措置があります。また、前述の合併特例債を有効に活用して、施設整備などについては格差を是正することもひとつの方法です。

（６）サービスの水準が低下し負担が重くなることはないか

例えば、次のような対応が考えられます。

合併前の市町村間で住民サービスの水準が異なったり、使用料や手数料が異なることは多いが、合併してこれらの平準化がされる場合には、一般的には、サービス水準は高い方に、負担は少ない方に調整されることが多いといわれている

これらは、合併前の市町村間で話し合って決められる。合併により事務処理の方法を合理化することによって、同じレベルのサービスをより少ない費用で行えるようにすべき

このことについては、前述の「サービスの高度化・多様化」に掲げたメリットと同様、合併そのものが最大の行革であるとの観点から、「サービス水準を低下させない」、「健全な財政運営に努める」、「行政改革の推進と事務事業の見直し」等を行政制度調整の原則としています。

【例】

・新潟市（ の例）

家をバリアフリー化するため増改築する際、旧黒埼町民はこれまでなかった助成金や低利融資を新潟市の低利融資を新潟市で受けられるようになり、ホームヘルパーの派遣も午後10時まで2時間延長（平成13年2月3日新潟日報）